

身体障害者福祉法認定基準及び障害程度等級表解説 新旧対照表

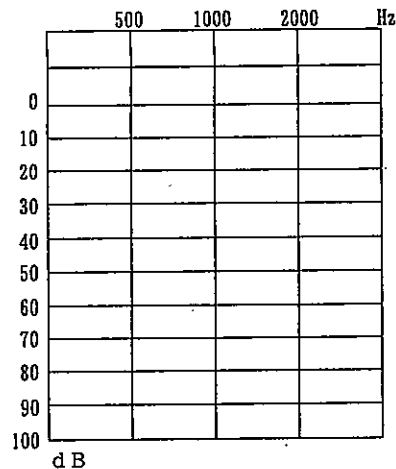
新 千葉県身体障害認定基準		旧 千葉県身体障害認定基準									
第1条～第11条 略		第1条～第11条 略									
問	答	問	答								
(1)～(13) 略	(1)～(13) 略	(1)～(13) 略	(1)～(13) 略								
<p>附則 この基準は、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成19年3月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成26年4月1日から適用する。ただし、同年3月31日までに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合であって、同年4月1日から同年6月30日までに申請のあったものについては、改正前の基準により認定することとする。</p> <p>附則 この基準は、平成27年4月1日から適用する。</p>		<p>附則 この基準は、平成15年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成19年3月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この基準は、平成26年4月1日から適用する。ただし、同年3月31日までに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合であって、同年4月1日から同年6月30日までに申請のあったものについては、改正前の基準により認定することとする。</p>									
別記 障害の状態及び所見（認定基準第9条）		別記 障害の状態及び所見（認定基準第9条）									
視覚障害の状態及び所見 略		視覚障害の状態及び所見 略									
聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見		聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見									
<p>【はじめに】</p> <p>この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。</p> <p>なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）。</p> <p>□聴覚障害 → 「1「聴覚障害」の状態及び所見」に記載すること。</p> <p>□平衡機能障害 → 「2「平衡機能障害」の状態及び所見」に記載すること。</p> <p>□音声・言語機能障害 → 「3「音声・言語機能障害」の状態及び所見」に記載すること。</p> <p>□そしゃく機能障害 → 「4「そしゃく機能障害」の状態及び所見」に記載すること。</p>		<p>【はじめに】</p> <p>この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓印を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。</p> <p>なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）。</p> <p>□聴覚障害 → 「1「聴覚障害」の状態及び所見」に記載すること。</p> <p>□平衡機能障害 → 「2「平衡機能障害」の状態及び所見」に記載すること。</p> <p>□音声・言語機能障害 → 「3「音声・言語機能障害」の状態及び所見」に記載すること。</p> <p>□そしゃく機能障害 → 「4「そしゃく機能障害」の状態及び所見」に記載すること。</p>									
1 「聴覚障害」の状態及び所見		1 「聴覚障害」の状態及び所見									
(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）	(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）	(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）	(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する。）								
<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>右</td><td>dB</td></tr> <tr><td>左</td><td>dB</td></tr> </table>	右	dB	左	dB	ア 純音による検査 オージオメータの型式 _____	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>右</td><td>dB</td></tr> <tr><td>左</td><td>dB</td></tr> </table>	右	dB	左	dB	ア 純音による検査 オージオメータの型式 _____
右	dB										
左	dB										
右	dB										
左	dB										

注1 100dBの音が聴取
できない場合は、当該
dB値を105dBとして
計算すること。

注2 小数点第二位を四捨五入

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



右…○ 左…×
骨導域値を【 】で記入
イ 語音による検査
語音明りょう度

右	%
左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

注 2級と診断する場合に記載すること

有・無
(いずれかに○印)

2 「平衡機能障害」の状態及び所見（該当する□に✓印を入れること。）

(1) 平衡機能の状況

- 末梢性迷路性平衡失調
- 後迷路性及び小脳性平衡失調
- 外傷又は薬物による平衡失調
- 中枢性平衡失調
- その他()

(2) 障害の程度

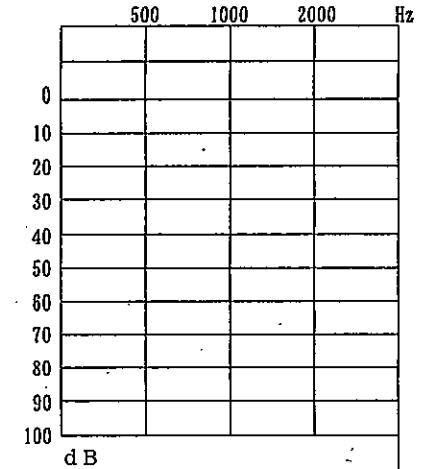
- 閉眼にて起立不能又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（3級）
- 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（5級）

注1 100dBの音が聴取
できない場合は、当該
dB値を105dBとして計
算すること。

注2 小数点第二位を四捨五入

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



右…○ 左…×
骨導域値を【 】で記入
イ 語音による検査
語音明りょう度

右	%
左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

注 2級と診断する場合に記載すること

有・無
(いずれかに○印)

2 「平衡機能障害」の状態及び所見（該当する□に✓印を入れること。）

(1) 平衡機能の状況

- 末梢性迷路性平衡失調
- 後迷路性及び小脳性平衡失調
- 外傷又は薬物による平衡失調
- 中枢性平衡失調
- その他()

(2) 障害の程度

- 閉眼にて起立不能又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（3級）
- 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの（5級）

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(1)発声の状況

(2)意思疎通の状況 (該当する□に✓印を入れること。)

- 家庭において、家族との会話の用をなさない。(日常生活は誰が聞いても理解不能) (3級)
- 家族との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。(4級)
- 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。(非該当)

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

「該当する障害」の□に✓印を入れること。更に①又は②の該当する□に✓印を入れて()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→ 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→ 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の原因

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽喉、喉頭の欠損等によるもの

b 障害の程度

- 経口により食物等の摂取ができないため、経管栄養を行っている。(3級)
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。(4級)
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。(4級)
- その他

c 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・ 舌 :形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋:挙上運動、反射異常
- ・ 声 帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(1)発声の状況

(2)意思疎通の状況 (該当する□に✓印を入れること。)

- 家庭において、家族との会話の用をなさない。(日常生活は誰が聞いても理解不能) (3級)
- 家族との会話は可能であるが、家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。(4級)
- 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。(非該当)

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

「該当する障害」の□に✓印を入れること。更に①又は②の該当する□に✓印を入れて()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→ 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→ 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の原因

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽喉、喉頭の欠損等によるもの

b 障害の程度

- 経口により食物等の摂取ができないため、経管栄養を行っている。(3級)
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。(4級)
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。(4級)
- その他

c 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・ 舌 :形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋:挙上運動、反射異常
- ・ 声 帯:内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査()
- 内視鏡検査()
- その他()

○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。(4級)
- その他

[]

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

[]

イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

[]

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査()
- 内視鏡検査()
- その他()

○ 所見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。(4級)
- その他

[]

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

[]

イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

[]

(2) その他(今後の見込み等)

[]

【記入上の注意】

- (1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。
dB値は、周波数 500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、
 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか一つ又は二つにおいて100dBの音が
聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

別紙 歯科医師による診断書・意見書～肝臓の機能障害の状態及び所見 略

障害程度等級表解説

第1 略

第2 聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能の障害

1 聴覚障害

(1)～(4) 略

(5) 身体障害者手帳を所持していない者に対し、2級を診断する場合

身体障害者手帳を所持していない者に対し、2級を診断する場合には、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果(実施した検査方法等検査所見)を記載し、記録データのコピー等を添付すること。

(6) 言語による検査

ア 語音明瞭度の検査語は、次に定める語集による。検査に当たっては、通常の会話音の強さでマイク又は録音機により発声し、その音量を適度に調節し、被検査者に最も適した状態で行う。

(2) その他(今後の見込み等)

[]

【記入上の注意】

- (1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。
dB値は、周波数 500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、
 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a, b, cのうちいずれか一つ又は二つにおいて100dBの音が
聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

別紙 歯科医師による診断書・意見書～肝臓の機能障害の状態及び所見 略

障害程度等級表解説

第1 略

第2 聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能の障害

1 聴覚障害

(1)～(4) 略

(5) 言語による検査

ア 語音明瞭度の検査語は、次に定める語集による。検査に当たっては、通常の会話音の強さでマイク又は録音機により発声し、その音量を適度に調節し、被検査者に最も適した状態で行う。

検査語はその配列を適宜変更しながら2～3秒に1語の割合で発声し、それを被検査者に書きとらせ、その結果、正答した語数を検査語の総数で除して、求められた値を普通話声の最良の語音明瞭度とする。

語音明瞭度検査語集

イ	シ	タ	オ	ノ	マ	ナ	カ	ト	テ
ニ	ク	コ	ワ	デ	ガ	ス	キ	サ	ウ
ラ	モ	ル	ア	ツ	リ	ダ	ヨ	チ	ハ
ミ	レ	エ	ソ	ヤ	ネ	ド	ケ	セ	ロ
バ	ジ	メ	ヒ	フ	ム	ゴ	ホ	ユ	ズ

イ 聴取距離測定の検査語は良聴単語を用いる。大声又は話声にて発声し、遠方より次第に接近し、正しく聴こえた距離をその被検査者の聴取距離とする。

(7) その他の留意事項

ア 純音オージメータ検査、言語による検査とも、詐病には十分注意すべきである。

イ 伝音性難聴の加味された聴覚障害の認定に当たっては、中耳等に急性の炎症がないかどうかを鼓膜所見より判断する必要がある。特に耳漏等が認められる鼓膜所見では、その時点では認定をすべきではないので、その旨診断書を作成した指定医に通知するのが望ましい。

ウ 慢性化膿性中耳炎等、手術によって聴力改善が期待できるような聴覚障害の認定に当たっては、それまでの手術等の治療、経過、年齢等を考慮して、慎重に取扱い、場合によっては再認定の指導をするべきである。

- 2 平衡機能障害 略
- 3 音声又は言語機能の障害 略
- 4 そしゃく機能障害 略

(聴覚・平衡機能障害)

問	答
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
(7) 認定要領中、「聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持しない者に対し、2級を診断する場合、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施」とあるが、ア 過去に取得歴があり、検査時に所持していない場合はどのように取り扱うのか。イ それに相当する検査とはどのよう	(7) ア 過去に取得歴があっても検査時に所持していない場合は、他覚的聴覚検査等を実施されたい。イ 遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテスト等を想定している。

検査語はその配列を適宜変更しながら2～3秒に1語の割合で発声し、それを被検査者に書きとらせ、その結果、正答した語数を検査語の総数で除して、求められた値を普通話声の最良の語音明瞭度とする。

語音明瞭度検査語集

イ	シ	タ	オ	ノ	マ	ナ	カ	ト	テ
ニ	ク	コ	ワ	デ	ガ	ス	キ	サ	ウ
ラ	モ	ル	ア	ツ	リ	ダ	ヨ	チ	ハ
ミ	レ	エ	ソ	ヤ	ネ	ド	ケ	セ	ロ
バ	ジ	メ	ヒ	フ	ム	ゴ	ホ	ユ	ズ

イ 聴取距離測定の検査語は良聴単語を用いる。大声又は話声にて発声し、遠方より次第に接近し、正しく聴こえた距離をその被検査者の聴取距離とする。

(6) その他の留意事項

ア 純音オージメータ検査、言語による検査とも、詐病には十分注意すべきである。

イ 伝音性難聴の加味された聴覚障害の認定に当たっては、中耳等に急性の炎症がないかどうかを鼓膜所見より判断する必要がある。特に耳漏等が認められる鼓膜所見では、その時点では認定をすべきではないので、その旨診断書を作成した指定医に通知するのが望ましい。

ウ 慢性化膿性中耳炎等、手術によって聴力改善が期待できるような聴覚障害の認定に当たっては、それまでの手術等の治療、経過、年齢等を考慮して、慎重に取扱い、場合によっては再認定の指導をするべきである。

- 2 平衡機能障害 略
- 3 音声又は言語機能の障害 略
- 4 そしゃく機能障害 略

(聴覚・平衡機能障害)

問	答
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略

な検査か。

(8) 脊髄小脳変性症など、基本的に四
肢体幹に器質的な異常がないにもか
かわらず、歩行機能障害を伴う障害
の場合は、平衡機能障害として認定
することとされているが、脳梗塞、
脳血栓等を原因とした小脳部位に
起因する運動失調障害についても、
その障害が永続する場合には同様
の取扱いとするべきか。

(8) 同様に取り扱うことが適当である。
脊髄小脳変性症に限らず、脳梗塞等
による運動失調障害による場合であ
っても、平衡機能障害よりも重度の
四肢体幹の機能障害が生じた場合
は、肢体不自由の認定基準をもって
認定することはあり得る。

(音声・言語・そしゃく機能障害) 略

表1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的
状況例 以下略

第3～第8 略

(7) 脊髄小脳変性症など、基本的に四
肢体幹に器質的な異常がないにもか
かわらず、歩行機能障害を伴う障害
の場合は、平衡機能障害として認定
することとされているが、脳梗塞、
脳血栓等を原因とした小脳部位に
起因する運動失調障害についても、
その障害が永続する場合には同様
の取扱いとするべきか。

(7) 同様に取り扱うことが適当である。
脊髄小脳変性症に限らず、脳梗塞等
による運動失調障害による場合であ
っても、平衡機能障害よりも重度の
四肢体幹の機能障害が生じた場合
は、肢体不自由の認定基準をもって
認定することはあり得る。

(音声・言語・そしゃく機能障害) 略

表1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的
状況例 以下略

第3～第8 略